

一般社団法人 日本学生サーフィン連盟 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本学生サーフィン連盟（略称、学連）と称し、英語表記をNIPPON STUDENTS SURFING ASSOCIATION（略称、NSSA）とする。

(事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所（事務局本部）を東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番24号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、我が国における学生サーフィン界を代表する団体として、学生サーフィンの普及及び振興を図り、もって学生の心身の健全な発達と我が国のスポーツの発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 学生サーフィンに関する競技会の開催
2. サーフィンに関する研修会の開催
3. サーフィンに携わる人々に対する講習の開催
4. 学生サーフィンを通じてのNSSA会員相互の交流の推進
5. 学生サーフィンを通じての国内及び国際交流の推進
6. 学生サーフィンに関する助成及び顕彰
7. 会報及び学生サーフィンに関する出版物の刊行
8. 自然保護活動、人命救助活動への参加
9. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会 員

(学生会員)

第5条 当法人の目的に賛同して入会した、原則として以下に掲げる団体において結成を承認されたサーフィン部又はサークル等の団体を学生会員とする。

- ①国立、公立及び都道府県知事認可の中学校
- ②国立、公立及び都道府県知事認可の高等学校
- ③国立、公立及び文部科学大臣認可の大学及び短期大学
- ④上記1号ないし3号の各号に掲げる学校と同程度以上と認められる学校

(OBOG会員)

第6条 当法人の目的に賛同して入会した、原則として第5条第3号及び同条第3号と同程度以上の第4号のサーフィン部又はサークルの卒業者個人をOBOG会員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を代表理事（理事長）に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 当法人の会員が会費として負担すべき金銭の額は、社員総会の決議により定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ①本定款その他当法人が定める規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- ④その他除名すべき正当な理由があるとき。

第3章 社員

(入社)

第11条 当法人の目的に賛同し、社員となろうとする者は、当法人所定の申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申込書を提出した者が、以下のいずれにも該当しない場合は、承認をすることができない。

- ①第5条の学生会員であるサーフィン部又はサークル等の団体に所属又は所属して

いた個人

- ②第6条のOBOG会員として所属又は所属していた個人
- ③当法人設立前の日本学生サーフィン連盟に会員として所属又は所属していた個人

(社員の基金拠出義務)

- 第12条 社員は、入社したときに、当法人の目的を達成するため、それに必要な基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第131条に規定する基金をいう。以下同じ）を拠出する義務を負う。
- 2 前項の拠出すべき金額は、金1万円以上とする。
 - 3 当法人に対する労務又は功績をもって、第1項に定める義務を免れることはできない。

(社員の資格喪失)

- 第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- ①退社したとき。
 - ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - ③死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - ④除名されたとき。
 - ⑤総社員の同意があったとき。
 - ⑥第12条第1項に定める基金の拠出を履行しないとき。

(退社)

- 第14条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の除名)

- 第15条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

- 第16条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第18条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第19条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、理事会の決議により定めた他の理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権)

第21条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員ではない者から選任することを妨げない。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 当法人（当法人設立前の日本学生サーフィン連盟を含む。）に会員として所属又は所属していた者のうちから、理事会の決議により常任委員及び委員を任免することができる（27条4項から移動）。

(役員の基金拠出義務)

第26条 理事及び監事は、就任したときに、基金を拠出する義務を負う。

- 2 前項の拠出すべき金額は、金4万円以上とする。
- 3 当法人に対する労務又は功績をもって、第1項に定める義務を免れることはできない。

(理事等の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 3 理事長、副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(旧4号は、25条3項へ移動)

- 4 理事は、良識に基づき中立で公正な見地から、大学代表者委員会の決議を参考にし、かつ誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 5 常任委員は、理事会の決議又は理事長の決定にかかる業務の執行の補助を職務とし、委員は常任委員の職務を補佐する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び常任委員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期が満了する時までとする。
- 4 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議による。

(報酬等)

第31条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 次期理事候補者は、理事就任予定1ないし2年前に開催される理事会から研修として理事会に参加しなければならない。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長、副理事長の選定及び解職
- ④常任委員、委員の任免
- ⑤顧問、相談役の任免

- ⑥会員の除名
- ⑦基金の募集手続、基金取扱規則の制定、変更
- ⑧理事会規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会で定めた他の理事が招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 大学代表者委員会

(大学代表者委員会)

第39条 当法人は、大学代表者委員会を設置する。

2 大学代表者委員会は、当法人の運営に関し、意見を述べることができる。

(資格)

第40条 大学代表者は、原則として第5条第3号及び同条第3号と同程度以上の第4号のサーフィン部又はサークルにおいて部長又はキャプテンに選出された者とする。

(議決権)

第41条 大学代表者は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第42条 大学代表者委員会の決議は、大学代表者の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第43条 当法人に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て任免する。
- 3 顧問及び相談役は当法人の重要事項について理事会に意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は理事長及び理事会の諮問に応ずる。

第9章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、社員、理事、監事、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集事項の決定、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議をもって別に定める基金取扱規則によるものとする。

- 2 第12条及び第26条の基金についても前項によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規則に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第10章 計算

(剩余金の分配)

第49条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号については、定時社員総会へ提出し、第1号については、その内容を報告し、第3号及び第4号については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、
国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属するものとする。

- ①公益社団法人又は公益財団法人
- ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、我々は、我が国における学生サーフィン界を代表する団体として、学生サーフィンの普及及び振興を図り、もって学生の心身の健全な発達と我が国のスポーツの発展に寄与することを目的として、一般社団法人日本学生サーフィン連盟（英語表記略称、N S S A）を設立する。